

基安発 0701 第2号
平成25年7月1日

一般社団法人 日本冷凍空調工業会 会長殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

平成24年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく
労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、1,2-ジクロロプロパン、ナフタレン、フェニルヒドラジンの3物質についてリスク評価を行い、今般その報告書が取りまとめられました。

本報告書を踏まえ、物質のリスクの程度に応じ下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の傘下事業場に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

また、検討会報告書の概要を別添として添付するとともに、報告書全文(本文及び別冊)を厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000003394z.html>) に掲載していますのでお知らせします。

なお、平成24年度に国がばく露実態調査を行った対象物質のうち、残りの7物質についてもリスク評価を実施し、同様の報告書を取りまとめる予定であることを申し添えます。

記

1 リスク評価を行った物質について

(1) 制度的対応を念頭において健康障害防止措置の検討を行うべきとされた物質について

1, 2-ジクロロプロパンについては、リスク評価の結果、当該物質を含有する洗浄剤を用いて行う洗浄又は払拭の業務においては、事業場の作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク(以下単に「リスク」という。)が高いことが認められたため、当該作業について健康障害防止措置の検討が必要と結論された。

このため、リスク評価の結果を踏まえ、健康障害防止措置の検討を行い、関係法令の改正を進めているところである(平成25年8月公布、同年10月施行予定)。

しかしながら、この物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いば

く露が生じる可能性があることから、関係法令の改正までの間についても、1，2－ジクロロプロパンを取り扱う業務については、平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 1 号「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」に基づき、引き続き、リスクの低減に取り組むこと。

2 初期リスク評価を行った物質について

(1) 高いリスクが認められたため、さらに詳細なリスク評価が必要とされた物質について

ナフタレンについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程において労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが確認されたため、平成 25 年度において、引き続き詳細なリスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしている。

しかしながら、この物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細なリスク評価の結果を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

(2) 引き続き適切な管理を行うべき物質について

フェニルヒドラジンについては、リスク評価の結果、事業場において高いリスクは確認されなかった。

しかしながら、この物質は有害性の高い物質であることから、必要に応じて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進すること。